

制定日：2022年1月26日

ミセスジュリアローズファブリックケーキ規約

Mrs. Julia Rose

T O K Y O

Mrs. Julia Rose

T O K Y O

第1条 ①ミセスジュリアローズファブリックケーキ（以下M. J. R. ファブリックケーキと略す）認定講師講座、②M. J. R. ファブリックケーキ（認定講師・資格を有さない一般の受講者対象、以下フリーレッスン生といいます）の入会申込者（以下、甲とする）は、本規約の内容を承諾のうえ、ミセスジュリアローズ（以下、乙とする）認定の受講サロン_____（以下、丙とする）に対し、申込書をもって入会の申込みを行うものとし、当該申込を乙及び丙が承諾することにより甲、乙丙間に契約が成立します。

フリーレッスン受講者には入会の申し込みをしないということに承諾してもらう。

(2) 前項の講座の関係は、以下のとおりとします。

ア ①講座の認定講師講座 ②のフリーレッスンとして受講するかは、受講前に決定することが必要で、受講後に変更することはできません。

イ ①講座のライセンス料は、当該作品の考案者にライセンス料を支払うものとし、なお、①講座の作品はミセスジュリアローズ本校の新作ファブリックケーキ又はミセスジュリアローズ 公認ファブリックケーキを使用します。

(3) 講座の実施は丙の指定する場所とし、甲に対して講座実施日とともに案内するものとし、

(4) 講座の実施場所によっては、別途参加費用を要する場合があります。

(5) M. J. R. ファブリックケーキ技術を使用して作成されたファブリックケーキのデザイン、画像の著作権、その他の知的財産権は、すべて乙に帰属するものとし、甲はこれらすべての権利を譲渡するものとし、

第2条 フリーレッスンにおいては、認定講師の定める方式により、作品の作成講座を行います。

- (2) 認定講師はフリーレッスン受講者に対して作品を個人で楽しむために作成するレッスンであり、受講後、レッスン展開、作品の販売は禁止である旨を告知する義務があります。
- (3) 認定講師はフリーレッスン受講者に対してレシピのお渡しをすることはならず受講中のメモ、写真・動画の撮影も許可してはいけません。

第3条 講座においては、甲が申し込んだコース作品を作成します。

- (2) 受講後は、乙の認定を受けることによりM. J. R. ファブリックケーキ認定講師として認定講師講座またはコースの単発フリーレッスン、作品のオーダー販売が可能となります。
- (3) 前項の乙の認定を受けるには、乙に対して作品画像とともにフォームズの入力の際「規約の内容を理解し同意した」にチェックを入れる必要があります。

第4条 ①講座においては、受講後M. J. R. ファブリックケーキ作品をアレンジし、オリジナル作品を開発し、作成することは可能となります。オリジナル作品を開発した場合には、甲は乙に対して公認申請をするものとします。公認が認められた作品に関しては、これに基づいて発生するライセンス料は甲に対して支払われるものとし、金額その他の条件に関しては、甲、乙相談の上、乙により決定されるものとします。公認が認められた場合には、甲はオリジナルM. J. R. ファブリックケーキ公認作品として、SNS等で発表することができます。公認が認められなかった作品は、フリーレッスンに使用し、オーダー販売は可能とします。但し、ミセスジュリアローズ認定講師向け、又はフリーレッスン生及び他協会、団体に対する認定講座において使用することはできないものとします。

第5条 甲は、以下の場合には、乙及び丙に対して入会申込時あるいは当該事由が発生した時点で通知をする義務を負うものとします。

- 2 入会時に申込に記載した住所、連絡先その他の事項に変更があったとき。
- ② 退会の際には本部への一報と、テキストの返却、退会届の送付が義務となります。

第6条 本講座で作成した作品及び本講座で学んだことを利用して作成した作品をSNS等で外部に発表する場合には、下記の例のように、作品タイトルの前後のいずれかにミセスジュリアローズファブリックケーキ と記載しない限り、発表できないものとします。またInstagram等の写真投稿サイトに投稿する画像に関しても、個々の画像に同様の記載をしない限り、発表できないものとします。

更にInstagramには#ハッシュタグを最初につけて名称を記載してください。

例) ①ミセスジュリアローズファブリックケーキ

②ファブリックケーキミセスジュリアローズ

(2) 作品を基に使用資材を変更、装飾したり、基のデザインを大幅に変えること無く多少のデザインを変更、受講した作品を組み合わせた作品等、アレンジした作品を作成した場合には、その表記は、前項の表記に替えて、以下のとおりとします。

例) ①ミセスジュリアローズアレンジ

②ミセスジュリアローズ〇〇ファブリックケーキアレンジ

(3) 本講座で学んだ技術で作成した作品、学んだ技術を基にM. J. R. ファブリックケーキに無い全く新しいデザインの作品、新しい手法を開発し作成した作品をオリジナルとして発信する際はM. J. R. ファブリックケーキ又はその認定講師であることが分かるように発信することとする。

第7条 甲が作成した作品及び本講座で学んだことを利用して作成した作品に関し、理由の如何を問わず、第三者からのクレーム、請求、トラブル等が生じたとしても、甲は自己の責任及び費用においてすべて対処するものとし、乙、丙は一切の責任を負わないものとします。

第8条 甲が以下の項目に該当する場合、乙又は丙は事前に通知することなく、直ちに本講座契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、この場合でも乙、丙から甲に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

- 1 本規約に定める支払義務、通知義務、その他の条項に違反した場合
- 2 入会申込み時に虚偽の申告が含まれていることが判明した場合
- 3 講座の内容を適切に理解できないことが明らかである場合
- 4 本人またはその所属協会、団体が、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、またはその他の反

社会的勢力である場合

- 5 支払能力の不安、背信的行為、本講座の受講者としての適格性に欠けると、乙又は丙が判断した場合

第9条（個人情報）

本講座受講に際してお預かりした個人情報は本講座の実施・運営（受講者名簿の作成、アンケートの集計および分析等）、新講座や受講者交流会等の情報提供の目的の範囲内に限った利用を行い、その他の目的には利用しません。

但し、以下の各号いずれかに該当する場合は除きます。

- ① 本人の同意を得ている場合
- ② 法令等の定めに基づく場合
- ③ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合 また、お預かりした個人情報は本人の要望に応じ開示し、追加・変更・削除に応じます。

第10条（禁止事項）

甲は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- ① 甲が作成した作品、本講座で学んだことを利用して作成した作品又は本座で学んだ内容に関して、乙の許諾を得ないで書籍等に掲載し、出版する行為。
- ② 本講座で学んだことを利用してカルチャースクールで開講し、授業を行う行為。
- ③ 甲が作成した作品、本講座で学んだことを利用して作成した作品又は本講座で学んだ内容に関して、乙の許諾を得ないで出店ないし、イベント出店する行為。承諾を得て出店ないしイベント出店の際に、背景等に甲が作成した作品、本講座で学んだことを利用して作成した作品を使用する行為。※M. J. R. ファブリックケーキを使用する際にはそれと分かるように明記すればその限りではない。
- ④ M. J. R. ファブリックケーキ公認作品は公募制としますので、公認ファブリックケーキに認定された以外の作品に関するレッスンは自身のサロンのみにおいてフリーレッスンをする行為はできますがM. J. R. ファブリックケーキ認定講師、フリーレッスン生、又は他協会に所属する認定資格保有者に対する認定講座を開講し、これを行う行為。

- ⑤ 認定講座、コース認定講座、団体立ち上げをする行為。
- ⑥ 甲が作成した作品、本講座で学んだ技術で作成した作品に関して、M. J. R. ファブリックケーキの名称を付さないで、イベント販売、オーダー販売、委託販売等を行う行為。販売の際にM. J. R. ファブリックケーキを付さない行為。
 - ※作品裏面にM. J. R. ファブリックケーキ認定のシールを貼ればその限りではない。
- ⑦ M. J. R. ファブリックケーキ作品または公認作品を基にデザインの、変更を加えた作品、複数のM. J. R. ファブリックケーキ作品または公認作品を組み合わせた作品はオリジナルではなくアレンジ作品であり、これを自身のオリジナル作品として外部に SNS 等で発信する行為。
- ⑧ 認定講座の受講者において、M. J. R. ファブリックケーキ公認作品をアレンジして良い範囲は、基本のデザインが崩れない程度の大きさの拡大、縮小、品質を保持することを条件に使用資材を変える範囲であり、この範囲を超え発信、商用利用する行為。
- ⑨ 本講座で教授された技術を独自のものであるかのように発信する行為。
- ⑩ 受講していないM. J. R. ファブリックケーキ作品を模倣して作品を作成し、発信、商用利用する行為。
- ⑪ M. J. R. ファブリックケーキ講師を対象としてネットショップ等を通じ資材を販売する行為。
- ⑫ M. J. R. ファブリックケーキ作品をネットショップ等の資材、作品等販売において、背景等としてディスプレイに使用する行為及び他のハンドメイド作品の SNS 等 発信において、背景等としてディスプレイに使用する際は背景には「M. J. R. ファブリックケーキ」であることの記載が必要。
- ⑬ 講師専用サイトで購入した資材をM. J. R. ファブリックケーキ作品以外に使用する行為及び 受講後知り得た資材購入先、技術情報を漏洩する行為。
- ⑭ 作品をネットショップ、イベントなどで販売する行為。
- ⑮ 他協会、団体等のデザインにM. J. R. ファブリックケーキ技術を利用して作品を作成し、又は、M. J. R. ファブリックケーキのデザインを他協会、団体等の技術を利用して作品を作成し、これらの作品に関して、自身のオリジナル作品として発信する行為 及び他協会、団体等の作品として発表する行為。又、これらの作品を所属する他協会、団体等に対して公認申請する行為、及び公認要請を受ける行為、これらの作品に関してレッスンする行為、及び販売等する行為。
- ⑯ 他協会、団体等のディプロマ性のある作品との組み合わせは厳禁。

- ⑰ ブランドロゴ、ブランドリボンを使用しての作品をSNSに発信する行為。損害賠償の事案に発展しても乙、丙は一切の責任を負わないものとする。これは他の認定講師にも営業妨害に値する行為であり除名を辞さないものとする。
- ⑱ 本規約に違反する行為。

(2) 甲がミセスジュリアローズ認定講師であり、かつファブリックケーキを作る他協会、団体等にも所属している場合には、次の行為も行ってはならないものとする。

- ① 当該協会、団体等がM. J. R. ファブリックケーキが提案している技術、資材を使用して、M. J. R. ファブリックケーキ作品と類似する作品に関する講座、レッスン等を展開すること。及びオリジナル作品の開発をする行為。但し、甲が当該協会、団体等と一切の関係を絶った場合はこの限りではない。但し、退会后3年以内にM. J. R. ファブリックケーキの製作技術を使用して別のファブリックケーキ協会を立ち上げられないものとする

第11条 甲は、前条の規定に違反した場合、乙又は丙が、甲に対して損害賠償請求を行うことを妨げないものとします。また直ちに甲の認定講師資格は剥奪されるものとします。

(2) 前条2項に違反した場合には、直ちに甲の認定講師資格は剥奪されるものとします。

第12条 本規約の有効期間は、講座契約が成立し、甲が受講を終了するまでとする。

但し、第9条、第10条、第12条、第13条の規定は、有効期間が終了後も、効力を有するものとします。

第13条 本規約又は講座契約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第14条 本規約又は講座契約の解釈につき疑義が生じた場合または定めのない事項については、信義誠実の原則に従い両社協議のうえ、円滑に解決を図るものとします。

第15条 本規約は、乙により、随時変更可能なものとし、甲は、変更後の規約を遵守するものとする。

申込日 年 月 日

住所 〒

電話番号

メールアドレス

受講者氏名 _____ 様

発行 ミセスジュリアローズ
主宰 柳亜弥
090-8744-5696
mrs. julia.rose@gmail.com

Mrs. Julia Rose
T O K Y O